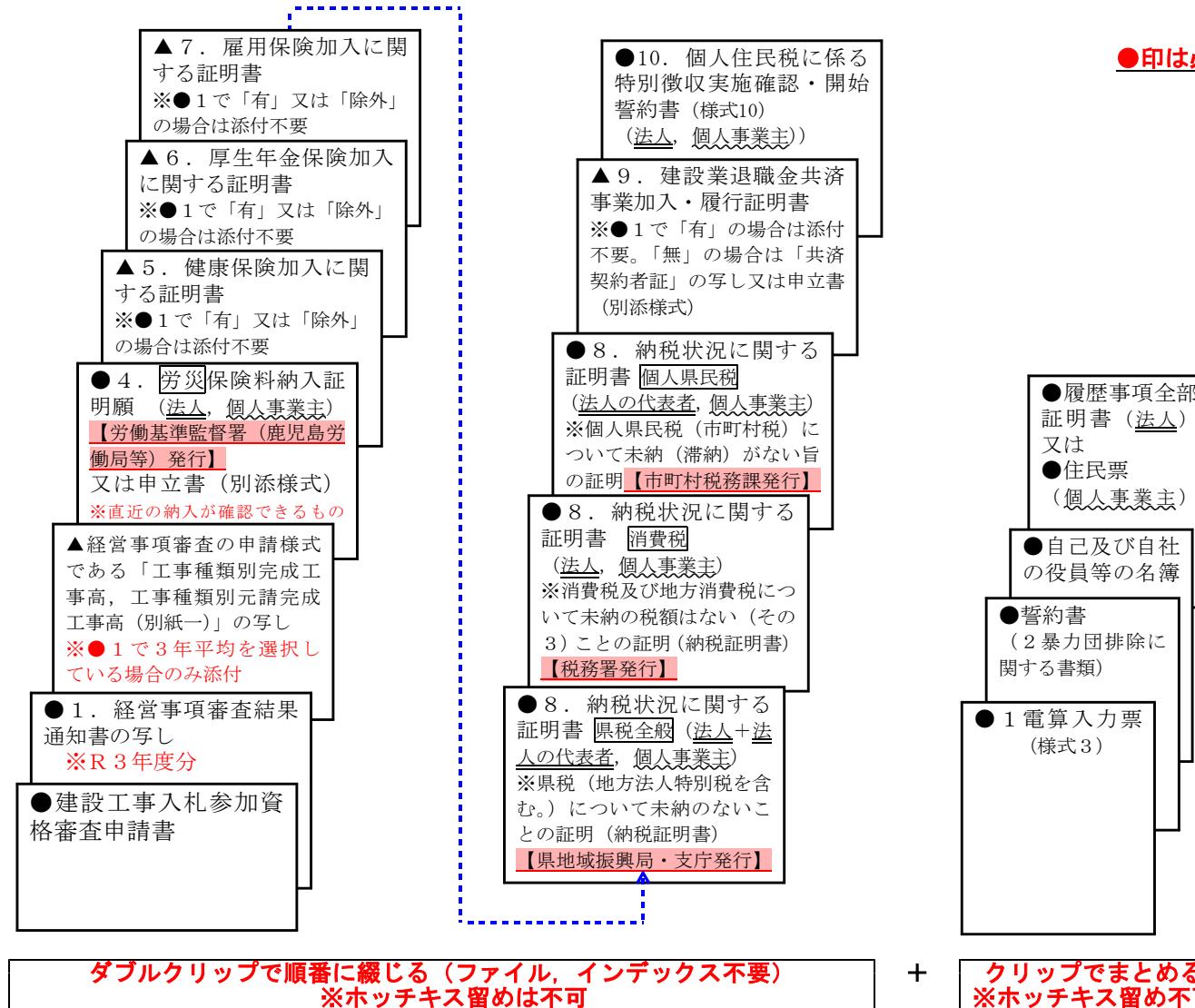


○建設工事入札参加資格審査申請書の綴じ方（格付業者（本資料下部「※」を参照））



- ※ 格付業者とは、建設工事入札参加資格審査申請書の「1. 入札参加資格審査を申請する建設工事の種類」の申請の有無の欄で(1)～(12)の建設工事に「○」又は「●」を付けた者を意味する。
- ※ その他確認資料については記載要領や記入例などで必要なものを確認し、指定様式の「2. 技術的適性等に関する事項」や「3. 社会活動等に関する事項」の各項目の該当するページの次に添付すること。

○建設工事入札参加資格審査申請書の綴じ方（格付業者以外（本資料下部「※」を参照））



※ 格付業者以外とは、建設工事入札参加資格審査申請書の「1. 入札参加資格審査を申請する建設工事の種類」の申請の有無の欄で(1)～(12)の建設工事に「○」又は「●」を付けていない者を意味する。

建設工事入札参加資格審査申請書の指定書類及び注意事項

〔指 定 書 類〕

申請書に綴じ込む書類(注2)	指 定 様 式	提出部数(注3)			申請人別の提出区分		綴じ方の指定	発行機関	摘要
		正本	複写	計	格付業者 (注1)	その他			
1. 経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書写し		1	1	2	○	○	—		・対象となる審査基準日 <small>令和3年4月1日～令和4年3月31日(注4) (写し)</small>
<p>・経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書副本のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高(別紙一)」の写しを添付すること。 <small>※審査基準日から直前2年間に工事実績を有しない業種の申請はできません。</small></p>									
2. 技術的適性等に関する事項	様式1	1	1	2	○	×	—		
3. 社会活動等に関する事項	様式2	1	1	2	○	×	—		
4. 労災保険料納入証明書		1	1	2	○	○	—	労働基準監督署 (鹿児島労働局等)	(原本)
5. 健康保険加入に関する証明書		1	1	2	○	○	—		・1の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」「除外」になっている場合は、添付不要。 ・1の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は、 ①健康保険・厚生年金保険については、領收済通知書、年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を添付。 ②雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入が分かる書類を添付。
6. 厚生年金保険加入に関する証明書		1	1	2	○	○	—		
7. 雇用保険加入に関する証明書		1	1	2	○	○	—		
8. 納税状況に関する証明書							—		(原本)
(1)県税全般 ※個人、法人+法人の代表者		1	1	2	○	○	—	県地域振興局・支庁	・様式は県税について未納がないことの証明 ・法人の場合は、代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)の分も提出
(2)消費税(その3) ※個人、法人		1	1	2	○	○	—	税務署	・非課税事業者にも未納証明が出ます ・様式は未納税額のないこと(その3)です。
(3)個人県民税 ※個人、法人の代表者		1	1	2	○	○	—	市町村税務課	・証明請求の様式は、各市町村の指定様式となります ・法人の場合は、代表者(県内に住所を有する代表者に限る。)の個人県民税について未納がないことを証する書類として提出する必要があります。
9. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書		1	1	2	△	△	—	建設業等退職金共済組合	・1の「経営規模等評価結果通知書」の「建設業退職金共済制度加入の有無欄」が「有」の場合は、添付不要の書類(原本)を添付するか、共済契約書の写し又は申立書を添付する。
10. 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書	様式10	1	1	2	○	○	—		
11. その他確認資料		1	1	2	△	×	—		・各申請項目の記入要領に留意してください。

注1 格付業者とは、建設工事入札参加資格審査申請書の「1. 入札参加資格審査を申請する建設工事の種類」の申請の有無の欄で(1)～(12)の建設工事に「○」又は「●」を付けた者を意味する。

2 この表の1～10の書類は、建設工事入札参加資格審査申請書に綴じ込むこと。

3 建設工事入札参加資格審査申請書は2部提出。[正本1部(監理課提出用)、副本1部(申請人控)]

4 令和3年4月1日から申請日までの間に企業合併、事業譲渡等を行った場合、若しくは会社更生法又は民事再生法による更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けた場合には、審査基準日が上記と異なる場合がありますのでお問い合わせください。

申請書と別冊とする書類	指 定 様 式	提 出 部 数			申請人別の提出区分		綴じ方の指定	摘要	要
		正本	複写	計	格付業者	その他			
1 電算入力票〔建設工事〕(県内用)	様式3	1	1	2	○	○	クリップ等		
2 暴力団排除に関する書類									
(1) 誓約書	第2号様式 (第6条関係)	1	1	2	○	○	クリップ等		
(2)自己及び自社の役員の名簿	別紙	1	1	2	○	○	クリップ等	契約締結営業所の責任者も記入する 役員以外(監査役等)は記入しない	
(3)商業登記簿又は住民票		1	1	2	○	○	クリップ等	法人にあっては商業登記簿(履歴事項全部証明書) 個人事業主にあっては事業主個人の住民票(原本)	

注 電算入力票及び暴力団排除に関する書類は、建設工事入札参加資格審査申請書に綴じないで、別途クリップ等でまとめて提出する。

〔注意事項〕

1. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の審査基準日で受けた経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）のコピーを添付すること。
 直前2年間の実績確認等のため、経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書副本のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の写しを添付すること。
2. 労災保険料納入証明書
 本人・家族・夫婦のみで施工しており労災保険料納入の実績がない場合は、申立書（別添様式）を提出すること。（土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、労災保険料納入証明書の添付を必要とします。）
3. 納税状況に関する証明書
 - (1) 県税全般
 - ① 法人
「法人」及び「法人の代表者（県内に住所を有する代表者に限る。）」について、鹿児島県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目について未納がない旨の証明を受けること。※納税証明書で「県税（地方法人特別税を含む。）について、未納はありません。」の文言あり。
 - ② 個人
鹿児島県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目について未納がない旨の証明を受けること。
※納税証明書で「県税（地方法人特別税を含む。）について、未納はありません。」の文言あり。
 - (2) 消費税「その3 未納税額のない証明用」
消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。個人については「その3の2」、法人については「その3の3」でも認める。
ただし、新型コロナウィルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けており、その3が発行されない場合は、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている旨の表示のある納税証明書（その1）（直近1年分）であれば認めるものとする。
 - (3) 個人県民税
「法人の代表者（県内に住所を有する代表者に限る。）」及び「個人事業主」について未納がない旨の証明を受けること。
※ 納税証明書については、申請日前3か月前以内に発行された原本を添付すること。
4. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
 - (1) 総合評定値通知書で建退共加入の確認ができる場合は、提出の必要はありません。
 - (2) 建退共に加入しているが履行がないといった理由で加入・履行証明書の提出が出来ない場合は、共済契約者証の写しを添付すること。
 - (3) 専門工事業者で常勤役員・常勤職員のみで施工している場合は、申立書（別添様式）を提出すること。（土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、建退共の加入の確認が必要になります。）

5. 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書（様式10）

- (1) 個人住民税の特別徴収を実施している場合は、各市町村から発行される所定の様式で納入した特別徴収に係る領収証書の写しを様式に貼り付けること。
- (2) 徴収義務がない等、特別徴収に係る領収証書の写しが添付出来ない場合は、各市町村の住民税担当課窓口で確認を受け、様式に確認印を受けること。

6. 暴力団排除に関する書類

- (1) 第2号様式（6条関係） 誓約書
- (2) 別紙 自己及び自社の役員の名簿
- (3) 商業登記簿謄本（法人）又は事業主の住民票（個人） ※商業登記簿謄本については履歴事項全部証明書を添付する。
- (4) 別紙自己及び自社の役員の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く）
 - ア 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるもの）を代表する者その他のいかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、本人又はその支配人、営業所等を代表する者その他のいかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は 実質的にその経営を支配している者。※総株主の議決権の5/100以上を有する株主、5/100以上の出資者（個人）を含む。

7. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する書類

- (1) 1の経営規模等評価結果通知書において各保険加入の項目が「有」又は「除外」になっている場合は、提出の必要はありません。
- (2) (1)で加入の確認ができない場合（経営事項審査の審査基準日以降に加入した場合等）は、各々の保険加入が確認できる書類を添付すること。
 - ・健康保険、厚生年金保険…保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（直近のもの）、保険事務所への加入届出の写し等
 - ・雇用保険…雇用保険料納入証明書等

8. 問い合わせ先一覧表

項目	問い合わせ先	電話番号
労災保険料納入証明書、雇用保険料納入証明書	最寄りの労働基準監督署等（鹿児島労働局等）	
健康保険・厚生年金保険 納税状況に関する証明書	最寄りの年金事務所 各地域振興局、各支庁県税課	
個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書 ・個人住民税に係る特別徴収にすること	最寄りの税務署 各市町村役場税務課	
個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書 ・個人住民税に係る特別徴収にすること	県総務部税務課 各市町村役場税務課	099-286-2196
建設業退職金共済事業加入・履行証明書	（独）勤労者退職金共済機構 鹿児島県支部	099-257-9216
C P D S	（一社）鹿児島県建設業協会	099-257-9211
建築C P D	（公社）鹿児島県建築士会	099-222-2005
技術士C P D	鹿児島県技術士会	099-297-5285
障がい者の雇用	最寄りの公共職業安定所	
エコアクション21	（一財）鹿児島県環境技術協会	099-284-6013
K E S	N P O 法人エコサポートT G A L	099-223-6425
エコストージ	（一社）エコストージ協会	03-3505-6133
I S O 1 4 0 0 1 自己（自主）適合宣言への市民団体認証	地球環境フォーラム鹿児島 等	099-264-6696
育児休業制度、介護休業制度、一般事業主行動計画	鹿児島労働局 就用均等室	099-222-8446
かごしま材の家づくり強化推進事業の地材地建グループ	県環境林務部かごしま材振興課	099-286-3366
かごしま材取扱店認証制度、かごしま緑の工務店	（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター	099-224-4539
鹿児島県雇用主会等への登録	鹿児島保護観察所	099-226-1556
不當要求防止責任者講習会での受講修了証	鹿児島県暴力追放運動推進センター	099-224-8601
鹿児島県建設業企業年金基金加入証明書	鹿児島県建設業企業年金基金	099-257-9900
事業主研修会に係る講習修了証	（一社）鹿児島県安全運転管理協議会	099-269-7595
C O H S M S , C o m p a c t C O H S M S	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部	099-257-9211